

平成26年 8月 策定
平成30年 5月 改訂

1 いじめに対する基本認識

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

(2) いじめに対する基本的な考え方

「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という認識をもち、いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために全職員で共有する。そして全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に努める。

ア いじめは人権侵害であり「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。

イ いじめられている児童の立場に立ち、絶対に守る強い意志をもつ。

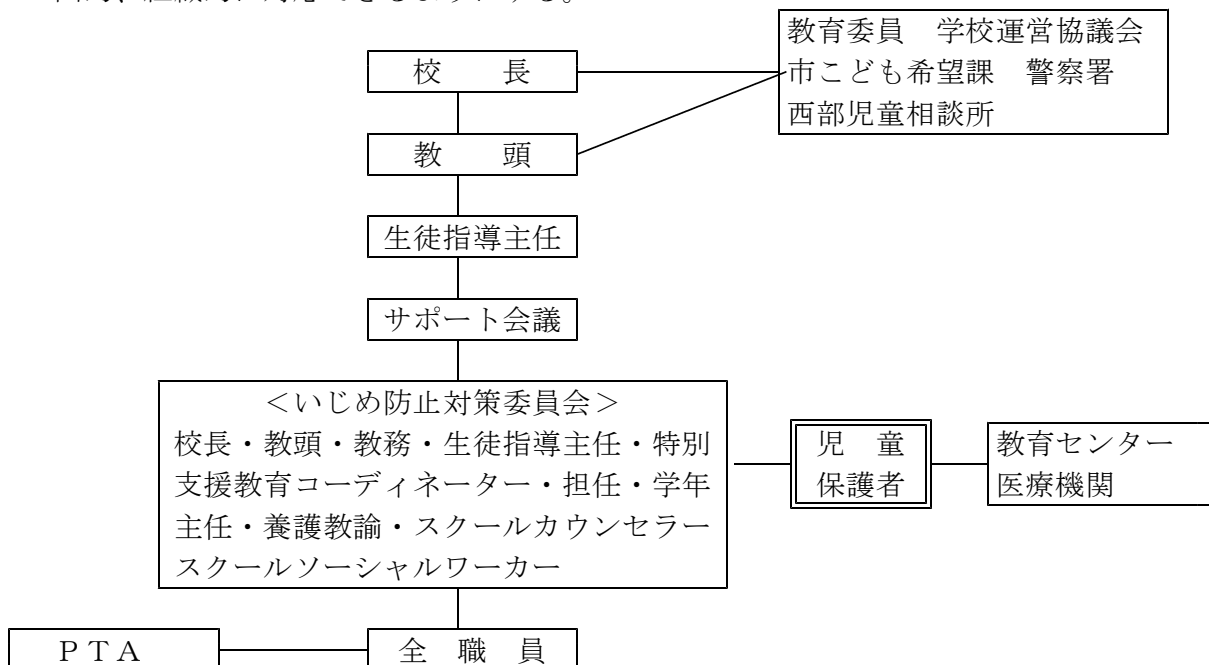
ウ いじめる児童に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。

エ 保護者との信頼関係をつくり、地域や関係機関との連携協力に努める。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止対策委員会

校内に「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめ防止等に対する取り組みについて、計画的、組織的に対応できるようにする。



(2) サポート会議

金曜日の放課後、児童の情報交換及び共通理解を図る。

(3) 生徒指導全体会議

年3回、支援を要する児童に対しての指導や支援、保護者との連携について職員全体で共通理解を図る時間として設定する。

(4) P T A

児童の健やかな成長を促す基盤作りとして、施設体育委員会が「早寝・早起き・朝ご飯」、文化保健委員会が「家での読書」、本部が「あいさつ」を推進する。

3 いじめ未然防止のための取り組み

(1) 学級経営の充実

- ・教師と児童、児童同士の共感的な人間関係により、一人一人の良さが発揮される場を保証し、互いを認め合う学級をつくる。
- ・「分かる授業、充実した楽しい授業」を通して、児童の学びを保証する。
- ・学級担任は日々の学校生活の様子や日記等から、児童の実態を常に把握し、よりよい学級経営に努める。
- ・2か月に1度、実施する「心のアンケート」の結果を活かし、児童の心の変化に応じた対応をスピード感をもって行う。
- ・人間関係づくりプログラムを実施し、人間関係づくりのスキルやストレスに適切に対処するスキルを習得させ、あたたかな人間関係を育む。
- ・「ふわふわ言葉」を奨励し、人権意識、規範意識を高める指導を継続的に行う。
- ・アンガーマネジメントを取り入れ、児童が自分の感情(怒り)をコントロールする方法を身につけることができるようにする。
- ・学級経営、いじめ防止に関する研修会を開催する。

(2) 道徳教育の充実

- ・全ての教育活動において道徳教育を実践し、思いやりや親切、生命尊重の心を育てる。
- ・「かけがわ道徳」の実践により、報徳の教えを通して豊かな心を育てる。

(3) 相談体制の充実

- ・児童や保護者にスクールカウンセラーの活用を呼びかけ、相談体制の充実を図る。
- ・年5回の教育相談の日を設定し、担任だけでなく他の職員にも相談できる体制を整える。
- ・必要に応じて教育センターや医療機関、市の福祉課や児童相談所、スクールソーシャルワーカーにも相談できるよう体制を整える。

4 インターネット上のいじめへの対応について

インターネットやSNSの特殊性による危険性やトラブルについては、最新の動向を把握していく。児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他インターネットを通じて発信される情報の特性を踏まえてインターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように職員に対し情報モラル研修会等を行う。児童に対しても情報モラルに関する授業や外部機関による講座等を行う。

さらに、パソコンや携帯電話、スマートフォンなどの使用に関するマナーや家庭でのルール作りについて、積極的に保護者に協力を求める。

5 早期発見に向けて

いじめは、学校だけでなく外でも発生する可能性がある。そこで、学校・家庭・地域と連携をして全力で実態把握に努める。

- (1) 児童の声に耳を傾ける。(日常会話、アンケート、日記、教育相談 他)
- (2) 児童の行動に注視する。(児童の表情、休み時間や昼休みの様子 他)
- (3) 保護者と情報を共有する。

(連絡帳、電話連絡、教育相談、家庭訪問、個別面談、年1回の希望面談、学級懇談会、学校・学年便り 他)

- (4) 地域と連携する。

区長や学習センター長、保護司、児童委員との情報交換、地区内の商店回り 他

6 早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する児童や保護者が納得する解決を目指す。

- (1) いじめを見つかったりいじめに関わる相談を受けたりした教職員は、担任・学年主任・生徒指導主任に連絡し、必ず校長、教頭に報告する。
- (2) いじめの情報を得た場合はすぐに「いじめ防止対策委員会」等を開き、対応策等を話し合う。また全職員に状況を伝え、当面の対応について統一を図る。緊急度や危険度によっては、必要に応じて市教委や関係機関との連携を図る。
- (3) いじめを受けた児童・いじめをした児童・周囲の児童等それぞれに話を聞き、いじめの様態等を確認し整理する。その時、学年・学校全体で組織的に詳細な聞き取りを行い、確実な事実を掴む。いじめの内容やその対応については必ず正確な記録を残す。
- (4) 慎重に事実を究明し、確実な事実を基に指導を行う。また、保護者にも事実と指導内容を伝え、いじめを受けた児童が安心して学校生活を送れるよう連携を図る。
- (5) いじめのない学校作りに向け、いじめ発見や対応の手立てが十分であったか、全職員で振り返りを行い、見つけた課題について具体的な改善策を立てて実行する。
- (6) 犯罪行為として取り扱われるべき事案については、教育委員会、児童相談所、市の福祉課、掛川警察署等にも報告をし、連携して対応に当たる。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合。

イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）と認められる場合。

ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合や、関係者の理解が得られず困難な状況にある場合。

(2) 重大事態への対処

ア 重大事態が発生した旨を教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対して事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

8 諸機関との連携

いじめが発生した場合、本校の「いじめ防止対策委員会」を中心に対処を進めていくが、いじめの実態に応じて他の諸機関とも連携して対応する場合もある。その場合は迅速に情報を共有し合い、協力をして対応に当たる。

掛川市教育委員会	0 5 3 7 - 2 1 - 1 1 5 6
西部児童相談所	0 5 3 8 - 3 7 - 2 8 5 4
掛川市役所福祉課	0 5 3 7 - 2 1 - 1 1 4 4
掛川警察署	0 5 3 7 - 2 2 - 0 1 1 0